## 會學濟經學大國帝都京

## 載論濟經

號 一 第

卷二十第

獨逸 京都 世 米 歷 地租に於ける特別税對附加税 日 正常需要供給の動的考察で時の要素 ヘンリー・ジョ 木 價 界 一税制の發達 市 史 安定と 濟史研究の必要 小學校教員生計 貿 0 說 肼 綸 易 ージの土地國有 常 木 を論ず 槪 平倉 綸 說 苑 觀 領 を困 調 查 法 法 法 法學 法庭 法 法學博士 學 學 學 學 博士 上 1: 土 小 河 財 沙 耳 姉 小 水 石 島 庄 JII Ш 部 Ħ Ш 見 田 昌 槃 鄉 海 嗣 靜 正 興 三 太 治 太 郎 郎 郎 冶 雄 킭 亰 市

號 翙 特

## 農 業 祉 會 主 義 論 (四、完)

河、

田

嗣

阆

四 地代課稅主義土地改良論者 下 ①

∌ 3 n の議論を基礎として更に大いに農業社會主義的觀念の建設を爲した者は、米國のヘンリー、 Henry George である。一八八一年に其著『進步と貧困』Progress and Poverty が一を度

ジ

公にせらるゝや、諸國に於ける土地制度改革論の氣勢は頓みに攀つて來た。其意味に於ては彼は

實に近世土地制度改革運動の嚮導者である。

y し、ジョ ı ジの説〜所は、其の根本に於ける農業社會主義幷びに土地制度改革の觀念に關

たゞ彼は從來の農業社會主義者や土地改良論者よりも、 何等新しきものを賦與したわけではない。 さるゝ所のものは、 從來古き學者に依て唱道され 其の自然法的論據と其の實行的改革計畫とに たる根本觀念を桜用せるものたるに外 更に廣汎に渉つて國民經濟上の

ン りし、ジ 3 ì ジの考を一括して述べて見ると、先づ彼は各個人に對して、自然を共同に利用 頗る國民的なる剴切の文字を以て、其理論を宣傳したに過ぎぬ。

分配論を説き、

特には、

ならぬ。

於て見出

しては、

 $\boldsymbol{\gamma}$ 

Diehl, a. a. O.

出來ね 用に 對 働權なるものを主張するのではなく、 は世に生存し得べき權利を有するけれども、 あ 産 する先天的の權利を認むる者である。 を得るの權利を認めんとするのである。そして又ミル同樣に、 š しては、 せられたる物は、 對して各人の有する一様平等の權利は、 卽ちそは人の生存といふ事實に依て保障せられたる權利である。 からであると。 之に生産者の所有權を認めんとする者である。 正當に其の生産者に依て所有せらるべきものと考ふる。 然し彼は此の共同使用權よりして、 彼はミルに傚ひ、 然し彼は此權利を土地の上にのみ限り、 他の人々は之を有せずと考ふることは、 空氣を呼吸するを得 國家に對して國家自らが地代を占取する 佛蘭西のッン 人々が其勞働に依て生産した物に る權利同様に、 シド なぜなれ 彼は謂ふ、 ランなごの如く、 人の勞動に依て生 ば 明確 どうしても 或種 なるも 土地 一の人々 ので の使

土地 利を有すと爲す者で、 原因なりさして居る。 の弊害を見出すが如くに、 正當のものと見、 此見地からして、 所有者に對して爲すを最上策なりと考へ、然かも此課稅は他のあらゆる租稅の廢止を可能な そして獨逸の保守的社會主義者等が動的資本と利子との中に、 國家が此權利を行はん爲めには、 斯くて彼は、 ンリー、ジ 彼は土地の私有制と地代所得とを以て、 ij 1 國家は無償でもつて地代をば土地所有者より取上げ得べ ジ は、土地所有權を基礎とする不勞所得卽ち地代所得は、 地代所得を吸盡するに足るだけ 貧困と恐慌と勞賃の鐵則 あらゆ の課税を え經濟上 き權 その 不

論

訊

農業社會主義論(四、完

四九) 四九

(第

號

らしむるに足 るものと考ふるのである。

以下少しく詳かに、 ン IJ Ļ ジ 3 ì ジ の 所論 の 跡 を尋 ねて見やう。

其最少限に向つて落ち行かんとする事實は如何に之を説明 產 と (こ 方 彼は先づ疑問 は増 拘 加 して止まざるに拘らす、 世 に貧 を掲 げて謂い 困 の盆 'n ዱ 多大となる理 10 は **勞賃は常にたゞ** 増 加 して休まざる富と、 由 は 那邊に存するや。 人々が **漸くに生活を支持するにの** し得べきや。 常に新 他 たなる技術的進步の行 の云表は 他なし、 しを以てす 此弊害の原因 み足る れば、 は Z 生 は

因 Ę カュ 態を生せ に屬することゝなると共に、 には 爲 土 1 地 地を所有せざる者をして益々困憊に陷らざるを得ざら 斯 私 **く増加する地代は土地所有者の所得に歸し、** Ū 有 制 るに足る絶大な 度その Ł 0 tz そは社会 るに外ならぬ。 る抑壓を行ひ得る 僧の 他 の階級に對して、 年 Þ Ł 新たに生産せらる の であ 彼等をして盆々富み且つ榮 る。 っしむるいか Š 般的 n ti あらゆ 利 /富は、 1益を傷 洵 ï 土地 ろ 祉會 害す 土 地と カゞ 的 個 ~ L 勞働と資本と 困憊 き財 人の むるさ同 事占私 Ō 0) 根本 分 配 原

を迎へざるを得ざらしむることに存するに外ならぬ。

然かも現今土地

|私有制なるもの

> 嚴存す

**勞賃をして常に低下するの** 

傾

向

生産力の増加と共に地代が更に一層大いなる速度を以て増加し、

割合如何といふこと之である。

の三要素に對

ī

て分配せらる

**ゝものであるが、** 

12

ゞ問題となる所は、

此三者の各々受くる分配

然るに勞働にせよ資本にせよ土地を使用することなしに、

其働

0

18) Menger, a. a. O. S. 144 ff.

<sup>19)</sup> H. George, Progress and Poverty, book V. Chap. II. p. 199. 20) .bid. p. 233; p. 241

はざるに至るまで、 れ得るものとてはないのだから、 なる。 從て土地私有制の支配下に在つては、 盆々多くの貢献が、 土地所有者の分配上の要求は、先づ第一に滿されなければ 土地所有者より彼等に向つて要求せらるゝことゝならざ 終に勞働者や資本の所有者やが堪 二能

を得ぬ ij ĺ ジ 3 1 32 は、土地私有制の下に於ては、 勞賃は生活の最低必要限度に落ち行くものな

る

ることを

次のやうに説明して居る。

所卽ち最良の土地の上に施用せむと努むる。 して財は總て土地と勞働との所産であつて、 元來勞賃は勞働が勞働者自身に對して有する價値、若くは收益に依て定めらるゝものである。而 各人は其勞働をは最も大いなる自然的生産力の在 されば優良の土地が十分に存在し、 移住者は何人も

け 額であり得る。 して支拂 'n ば ならぬ ふの外はない。 必要の生ずるに至れば、 從て何人でも勞働者を雇傭せむと欲する者は、 けれごも此狀態は劣れる性質の土地も亦人口を養ふが爲 變化せざるを得ない。 さうなれば各移住者は、 平均的勞働の全收益を之に勞賃と めに利用されな 優良地のみ

己の欲するだけの地面を自由に占有することの出來る狀態に在る間は、

勞賃は勞働の全收益を同

(第一號

つて、

地代の額だけは減少せられざるを得ね。

何故なれば、

種

々の異れ

で土地

の上に於ける勞働

論

說

農業社會主義論(四/完)

を獲得することは出來なくなり、

勞賃は優艮地

に於ける勞働の全收益たることは

出來

ぬやうに

五.

釜

(第一號

のであ 盆以て勞賃は低くならざるを得ない。 彼 は問ふ所でないから、優良地の所有者は其のより大いなる生産收益の結果として、 産物の價格は同一であつて、 そが優良地より生産せられたると、 も劣等なる土地、 劣等なる土地、 る りも、 は は最早最も優良なる土地に於ける勞働の全收益を之に支拂ふの必要はなく、たゞ勞働者が最 餘剰價値即ち地代を收得することゝなる。 同一樣の勢作を以てしても、最早同一の收益を齎さず、優良地の占有者は劣等地の占有者よ 同 從て移住者が自由の耕作の爲めに使用し得る土地が劣等のものとなればなるほご、 **勢務を以てして、** 卽ち地代の全く發生せざる土地に於て生産し得る所の收益だけを、 然かも食料品に對する需要を充さんが爲めに耕作せられなければならぬ土地 より多くの生産結果を收得することが出來るからである。 即ちヘンリー、ショ されば若し彼が今一人の勞働者を雇入るゝとせば ージの見解に從へば、勞賃は勞働者が最 劣等地より 生産せられたる 支拂へばよい の不勞的な 然るに生 盆 ٤, 12

されたるもので、從て資本よりの所得は、正當なるものさせられる。然るに資本は、若しも土地の 自然的なる再生産能力を賦奥する所の増殖性より發生すりものなるが故である。 3 之こ同樣に資本の利子も亦、不斷なる地代の増加に依て減少せしめられる。 ジの考へに從へば、利子は地代と異り正當なる私人的所得である。 蓋し利子は資本に對して 而してヘン 卽ち資本の加勞

ろ

地代の發生せざる土地の上に於て、生産し得る所の生産に依て決定せられるのであ

る。 性として養はれ來るものたるに外ならぬ。若し增加する生産力が勞賃を高めぬ事實があるならば、 所有者が資本を使有すべき權利に對して資本所有者より常に增加して止まる貢献を徴收するとが そはたゞ土地の價格が増加する故に然るものとする。 已に壟斷すべき權力に依頼して定まるものなるが故に、 斯く考へ來つて〜ンリー、ジョージは結論として、地代は總ての社會的困憊の源なりとするのであ 對しても、生産の維持上是非必要なる所の額以上のものは、 らぬから、 は總て地代なのだから、そして資本の利子は何れの場合に於ても同一標準の上に在らなければな 示すものである。 となるを見ることが出來る。地價の最も高き所では、文明は最大の奢侈と相幷びて最大の貧困 くて貧困は進步に隨伴せざるを得ね。何れの所に於ても地價の増加と共に、 ないならば、 次にヘンリ 即ち土地の價値は、 而して地代の法則に從へば、最も劣等なる耕地の收益に對して、之を超過する所のも 少くとも其標準に近く在らねばならぬから、最も優良なる土地の上に行はるゝ勞働に 増進する生産力の効果に就き、更に大いなる分量に於て、其割前に與か 」、ジ ヨージの考に依れば、 土地所有といふことよりして、勞働に依て生産せられたる所の果實を自 商工業上の恐慌も亦、其の最後の原因を地代に置くもの 土地の地代は全利得を呑み盡すもので、 土地の價値の増加は常に勞働の價値を犧 何物も剩さるゝ肵がないのである。 貧富の懸隔 るを得る筈 の盆 一々大

斯

캢 農業社會主義論(四、完 (第一號 五三

の使用が地代に依て爾かく制限さるへことがなかつたならば、能く働口を見出すことが出來たで だとせられる。 **又恐慌時に賣行かずして取残さるゝ商品も、** 何となれば、恐慌狀態の下に於て働口を見出し得ざる幾百千の人々は、若し土地 販路を見出し得たであらうからである。

Ċ 増進に連れて、 人の勢働に對して永久的なる貢献を强ゆることゝなる。卽ち生産の增加、 權を與ふるものだからである。 總ての他の財貨とは異り、 得を廢除することに存すと見た。 むことなき地代所得は、 斯るが故にベンリー、ジ 彼自身の働に因るのではなく、 常に増加する傾向を有する地代所得を占むることゝなる。然るに此の増加して休 土地の所有者に取つては經濟的に之を見て、不勞所得たるに過ぎぬもの ∌ 土地は増加し得べからざるもので、 1 ジは、總べての社會的困難に對する救治策は、 而して此の獨占權を基礎として、土地の所有者は他のあらゆる人 土地を各人が所有するといふことが不條理である。 **社會共同團體の共同的の働よりして發生する所得たるに外な** 從て其の所有者に對して一の獨占 人口の増加及び文化 地代の 私 何とな 人的なる n ば 取

的なる活動をは政治上の權力に依て交替せしむることに於て成立するもので、實に自由に依てよ ر با 0 彼は明白に祉會主義的經濟組織を否認する者である。彼れの考に從へば、 て斯への如 きはヘンリ し、ジ 3 - ジの考であるが、さればとて彼は社會主義を唱ふる者では 祉會主義 は 個人 な

s P

るも 於ける各人の平等なる權利を主張する者で、勞働は土地を使用することなしには生産を爲し能は 此両者は地代とは異り、正當なる所得なりとせられるからである。,彼は徽頭徽尾土地の使用上に ļ 然的なる發達に依てのみ、 でない。 ľ 自己の生産に對して有する權利を否認することたるに外ならぬ。其上に他の人々の働くべき土地 ねものであるから、 の存する限りは、考慮中に入れらるべきものでない。社會は一の有機體であつて、決して一の機械 り好く到達さるべき所のものを、强制に依て到達せむとする試たるに外ならぬとせられる。 に對して支配權を有する者は、たゞ彼等をして勞働せしむるを許容するといふことに對する代價 として彼等の勞働の生産物をは、占取するを得ることゝなるのである。 ジは社會主義が利子及び利潤をも否認せむとするを不合理と考へて居る。 何事に依らず制令と强制との臭味を有ずるものは、 凡べて土地の使用に關しては私有制は必要ではない。 のは、 そはたゞ之を構成する各部分の、 たゞ『土地』及び『自由』をいる二語の中に包含さるゝものである。 土地の使用に關する各人の平等權を否認することは、卽ち必然的に、 全體の調和は出で來るものとする。 個別的なる生存の上に生存し、 總て其れ自體劣悪なるもので、荷も他 必要なのはたゞ各人が其勞働 何物でも總て社會的再生に必要な 各部分の自由に 即ち彼の考によれば **尙又~シリー、**ジ の果實を享 勞働が して自 然る の道

受し得るの保障之である。

人々をして土地の耕作と改良とを爲さしめむが爲

(第一號

五五

五五

めには、

何も其土地

캢

第一

號

出 彼 は 等 す 爾に 自然的 は 肵 種 属す 0 b を擂くで 報 Ō ż 酬 は ح て 爾 Ċ ある。 あらう。 のものであると云聞かすこと之である。 ふことを云聞かす必要はな |地の所有はそれに關 彼に家屋の 所有の安全を保障 د∖ して何事 必要なのはた せば も爲すべ 人々 彼 7, は家を建てるであらう。 に收穫することの安全を保障 きものを持て居ない。 爾 0 〉勞働若-しく は資本 z カシ n せば

する に活 らず、 救貧を不必要に歸せしめ、 弊救治の方法を壽究したので る 地 て更に一 右に示す所の如 所のものは、 動す 代の 世に貧困 私的所 3 段の高所に進ましむるに足る唯 を得せしめ、 得に の絶えざる理由 地代をば課税に依て國庫 ζ 其原因を置くものと考へ、 ~ ~ 犯罪を減じ、 IJ 誰でも ì あ る。 ز なりとする。 職に ∄ j そして彼が勞賃を高め資本の利得を大にし、 37 道 就 カシ は現今世に存する經濟的弊害は多くは土 德と趣味と の有 んと欲する者には の簡單 そこで彼は此弊害を除去する方策に就 之を以て經濟一 に歸せしめ、 Ċ 智識とを高め、 して然かも最も崇高なる 其の 報酬多き職を與 般の著大なる進步の行はる 私人取得をば廢止せしむること 政治を清廉ならしめ、 救治策として 貧困 人間の 地 いて考へ、 の私有制 を絶滅 力を自 文明 <u>ر</u> د 推獎 病 拘

之であ

2

ŋ

ì

ز

=)

زد

0

此提議

は普通コは上

|地の國有案として知られて居り、之を然が呼ぶことは

21) Ibid. book VII. Chapt. I-II.; Diehl, a. a. O. S. 82-87 22) H. George, op. cit. P. 288.

各人には嚴く其の占使權を與へ、成可く多くの人々をして土地を占有使用するを得せしめんとす て耕作せしめんこする社會主義者の主張之である。二は土地の所有は之を國家の手に收め乍ら、 のあることを忘れてはならぬ。 不都合ではないが、然し所謂土地國有論には、其主張の程度に於て色々と區別の認めらるべきも 有制は之を否認し乍ら、然かも土地は私人の占有に残し置き、 るウォレース一派の主張之である。三は卽ちヘンリー、ジョー しと爲すもので、國内の土地は總て之を公有らなし、耕地は之を生産組合又は地方團體の手に依 一は土地の私人所有と併せて其の私人占有及び管理をも廢 ジ等の主張で、土地の現今の如き私 たゞ其の所有の質質を奪ひ去る爲

めに、

其の地代所得を全幅に課稅せんとする主張である。

彼等が此地は自己のものなりと稱するとも、名義の上ではそれは勝手たるべし。 5 社會の有に歸せしめ、依て以て土地の恩惠を天下萬人に訾からしめんとするのである。彼は惟ふ 手段に依て其の私有制を有名無質のものたらしめ、土地その物より生する利益は擧げて之を國家 地占使權 なり贈與するなり、 స 現今土地を所有する人々には永久に彼等をして自己の土地と稱する所のものを保持せしめよ。 'n ば ~ 0) 一般的なる分配をも主張せない。 リージ それも勝手たるべし。たゞ所有制の核子をさへ抜き取れば、 ョージは、社會主義者の主張する如き土地國有案を推奬する者ではなく、 彼は土地の私有制を其形に於ては維持し乍ら、 其皮殼は安神 叉之を賣買する 課稅 土 B

(第一號 五七) 五七

誐

農業社會主義論(四、完

論

靗

て所謂所有者なる者の自由處分に委かせてよいではないか。 ゞ地代を没收することが必要であると。(It is not necessary to confiscate land, it is only necessary 土地を没收することが必要ではなく

to confiscate rent.—p.

るのである。 税を減少せしむるに足る程度に於て高められなければならねのだから、 らうさ、 上に課せらるゝ租稅の外は、 會の各員は土地所有の實益を享受することが出來る筈である。 さもない。 今有るが儘に殘つて居る。何人も其の所有物を奪はるゝことはなく、,又その所有が制限を被るこ なくして、土地の一般的たる真實の所有者さなることが出來る。 此道を以てすれば、 又そが如何に小分されてあらうと、實は土地は社會の公有物となつてしまう。 地代が國家に依て租稅の形に於て占取せられるのだから、土地所有の名義が何人であ ――此が彼れの土地政策の眼目である。 國家は自ら然か名くることなくして、叉寸毫も新たに用務を増加すること あらゆる租税を廢止すべしといふ提案を爲すことが出來ることゝな そして地代に對する課税は他 形式上に於ては、土地はた 實行的には、 土地價格 そして社 の租 ご現

土地投機は跡を絶ち、土地の獨占も最早引合はぬに至るべき筈である。 十分に之を獲ることが出來ることゝなり、又土地の賣買價格は下落するに至 そして 當今土地の價

ジの信ずる所に依れば、右の政策が實行せらるゝに於ては、何人も土地を得ん

b

と欲するに於ては、

りし、ジ

∃ ]

新植 は耕 ても べて居る。ユキュ 利用せむと欲する人々に取つて値する所だけのものを地代さして支拂ふことゝなるべき筈だと述 て行はるゝものとせば、 する需要は、 0) 無邊の土地は、 格の高きが爲めに土地の利用を爲すを得ないで、多くの人々が其利用から閉ぢ出されて居る廣大 の地代を支拂ふを肯んずる人々に利用せしむることヽなるべきだからである。 み課せんとする此の簡單なる政策は、 作に利用せらるゝに至るであらうと説 |民者に賣却せらるゝに至るであらうと説いて居る。又英吉利の如く人口の稠密なる所に在つ 此政策を行へば、 其價格を決定することゝなり、然かも課稅が殆んご其の價格全部を吸取る程度に於 其現在の所有者から抛棄せらるゝに至るか、然らざればほんの名義だけの條件で 現今私人の庭園や養庭所や狩獵場として惡用せられつゝある多くの土地 土地を利用せないで唯た占有せむとする者は、正に殆んご、 其結果に於ては土地をば競賣的 いて居る。 蓋し總べての租税負擔を土地の價値 ار 國 家に對 斯くて土地 土地が之を して最 の上に も多

は、 果に成れ に土地の眞利 る物でなくては、 ŋ 謝. i, |益を國有とするに就いて土地の所有者に對する報償を如何にすべきか 1 ジ は其必要なしと考へて居る。即ち彼の考に從へば、 正當に私有財産となり得ないものだのに、 土地は元來神が萬民に下し 何物でも人の 一勞働 に關 の結

農業社會主義論(四、完

(第一號

五九)

五九

~

Ibid. p. 309

占的 D. 置 Ųì 神 に所有するは正當でない。 たものなのだから、 Ø, 賜物た るからには土地は萬人に依て均 現時の如き土地の私有は竊盗たるに外ならず、 從て又土地を國有とするに就いて其の所有者に賠償を支拂ふは しく利用せらるべきもので、 地代は臓物たるに外なら 從て或個 人が 之を獨

盗賊に賠償を拂ふやうなものであるとせられる。

たるとを問はず、 土地自體と明かに區別され得べき改良に對する利子をのみは、 土地の上に加へられたる資本及び勞働に歸因せないで表はれ來る將來の地代增加をのみ、 つまり國家 そして土地と雕して區別して見られない改良は、 有と爲すべしと主張する者であるが、ヘンリー、 ン、ヌチュアート、ミルは、たゞ土地の地代の將來に於ける不勞的增加をのみ、換言すれば 般の 利用の 全部擧つて徴收すべしと主張する。 為めに之も併せて徴收せらるべきものとする。 小は大に含まるゝの原理に依て土地に歸屬 ジョージは地代をは、そが所勞的たると不勢的 たゞ人の努力の成果と見らるべきもので、 一定期間だけ除外すべしとする。 彼は謂ふやう、 小 國家 を不

以上はヘンリー、ジョー ジの主張の大要であるが、今少し~其所説の當否に就いて考へて見るに もの

は大で、

小 カゞ

大を吞み得べき筈はない、

自然は人から出て來るのではなく、

人が自然から出

て來るのである。

されば人及び人の努力が結局歸り行くべき所は、

大自然の懐の外にはな

ر الا الا

は 其主張の理論上の根據に於て彼が地代を以て不勞所得と爲し、之を利子及び勞賃と對立せしむる て大いなる所得を齎すものなることも. 正當と謂はなければならぬ。 而して土地の私有制は獨占的性質を有し、 之を認めなければならぬ。 然し此根本に於て誤なき見解 人的努力を待たすし

Ė 勞賃は地代の拂はる ^ て居る。 も彼に依て餘りに誇張せられたるを憾とする。 それは間違つて居る。元來勞賃に關してはそんな傾向が事實上存在するや否やが抑も問題で 利子や勞賃は彼れの考ふるが如く地代に從屬するものではない。 が為めに生活の最低必要限度まで引下げらるゝものなりと主張するけれご 特に地代の社會的効果に關しては餘りに誇張され ン ij ∄

争の行はるゝことに存すこ見て居る。 Ł ŋ 'n 彼はかゝる傾向の生ずる終局の原因は勞働者の人口が餘りに増加し、 Į ドの如きも、 勞賃は生活の最低必要程度に下るの傾向を有すと爲す教を説いて居るけれ 此原因の取除かれざる限りは、 土地私有制が全廢せらる 勞働供給上互の間

あるが、それは假りに事實上存在するとしても、

其の傾向の生する原因は他に存せざるを得ぬ

又ヘンリ į زز ::1 1 ジ は、商工業上の恐慌の原因も土地私有制に存するものなるが如

くに説

いて

勞賃はやはり低き標準の上に漂はなければならぬ

のである。

ح ا

居るけれごも、 土地の上に勞働を加 之も見當遠の議論たるを免れ ふべき機會を奪はれたるに因るものではない。 'n 恐慌の起るは勞働者が土地私有制 たとへ土地を得たいと思ふ各 の在 る為

第十二卷 (第一號 -

訛

農業社會主義論(四/完

\_

六

第十二卷

(第)號

る限 人に自由 'n は、 に土地 それ は恐慌を防止し絶滅せしむるに足らぬ。 の所有が與へらるゝとも、 無秩序なる、 計畫なき私經濟的なる生産方法が存續す

成れ 徴稅吏が土地の價格に就いて、其の所有者の人的努力の結果即ち彼れの勤勉や投資や企業的經營 b 實際的には到底不可能のことに屬する。從て如何に巧妙に造り上げられたる租稅制度に於ても、 居るといふことの爲めに、其結果として表はれ來る所のものは、之を社會一般の有に歸せしめん ち彼は其の地代課税計畫に於ても明かに誤算の生すべき恐に就いては、 やの成果と見らるべきものと、 とするのであるが、土地より生する生産の結果中に於て、此両者の區別を嚴正に行はむことは! 得の中、 の所得たらしめ、 ので 叉ヘン る所のものさを區別して、 ない。 生産者の勞働の結果や資本投下の結果として表はれ來る所のものは、 ŋ ー、ジ ミル \_ <u>=</u>3 Ь たゞ土地が特に優良なる自然的生産力を有するか、 1 純地代を計算するに就いての實際上の困難は夙に十分に之を認めて居る。 ジの考は之を實行する上にも色々の困難がある。即ち彼は土地より生する所 ある。 後者のみを嚴正に租税として徴收せむことは、 一般に社會的なる關係即ち人口の増加や交通機關の普及やに依 又は良好なる位置を占めて 大いなる限界を認むるの 到底行はれ得 之を正當に生産者 べき 卽

ሯ ればヘン ŋ し、ジ ∄ 1 ジ其他リヵ ì 下流の地代所得をは全部排除せむと欲する人々の計畫は、

必要を説いて居るので

問題である。 ば 地代以外に尙ほ小作人の勢質所得の一部分をも徴收する場合の生じ得べきと同時に、 所有權を握り土地は之を小作に附する分では、 たゞ土地全體を國家の有に移し、 そが果して技術的に又經濟的に有効なる土地の耕作利用を為し得べき道なるや否やは、 有と私人經營とを認めず、 てのみ、 に過ぎて地代の一部分は小作人の所得に歸する場合も起り得る。 に収め、 く成就され得る。 國家に支拂はるべき小作料は、決して常に地代の全部を包含するを得す、 私人所得の一種としての地代は、 耕作者はたゞ一定の勞賃又は給料に依て働くに過ぎないやうな制 ワッレ ı 總て之を國有國營とする社會主義的見地に依るものである。 スの主張するが如き計畫では その耕作管理をも國家の管理に移す制度を立つるに於てのみ、 滅却され得るであらう。 地代所得は決して全部は除却され得ね。 まだ不十分である。 たゞ土地の純收益は全部之を國 即ち此制度は、 度が建てらるゝに於 小作料が高過ぎて 國家 土地の がたゞ土地の 又そが安き H 自ら叉別 なぜなら 'n 私 - P 人所

地 なものである。 ۲ せなけれ 他の財 (そを區別して考ふるに就いては、 ばならぬと主張して居るが、之亦感情論としては兎も角、學問的の議論としてはお 土地を國有とすることの正當なるや否やを考ふるに就いては、又此點に關して土 土地が神の賜なるや否やは問題とするには足らぬ

侚叉 ヘンリ

し、ジョ

ージは、

土地が神の賜で萬人に對して與へられたものなるが故に、之を國

論

訊

第十二卷

(第一號

大三

26) Diehl, a. a. O. S. 90-9

説

第十二卷

雖も全く人為の結果に成つたものば 問題は實に他に存するのである。 る。 土地も決して神の賜たるばかりではなく、現今吾々の利用する大抵の土地特に耕地は、 土地は神が呉れたものなるが故に之を國家社會の有と爲すべしと主張するに於ては、 人爲との合成物たるに外ならず、 之に資本勞働を加へ、 そが天與であるとかないとか云ふやうな議論に没頭するに於ては、一生涯論じ合ふとも結末 永き歴史の經過と共に漸~にして今日の狀態に造り上げたもので、 他の普通の財は人の作つたものなるが故に之を私有と爲すべく 之を天與の部分と人爲の部分とに 分つことは 不可能事に かりではなく、 其原料はやはり神の賜たるに過ぎない 普通 亦年人が 天奥さ の財 Ļ 扇す 叉

頗 て、 ならぬことゝなるのである。 たることに存するのである。 る限局せられ、 然るに土地が他の財 從つて之に對する所有權は他の生産財に對する所有權とは異れる條件の下に置かれなければ 又人々の生存を維持するに是非とも必要なる食糧の生産の用に向けらる と區別されて、 此等の事は實に土地をして經濟的に特殊の財たらしむる所以であつ 其の國有の主張さるゝ理由は、 實は土地の存在は自然的 うもの

のつくものでない。

第でもなく、又形而上學的考察より起原するのでもない。たゞ之れ實に單純なる社會生活上の必 されば土地に對する所有權を制限するの正當なることは、理論上のドグマに其の根據を置く次

要といふことに依て然るものたるに過ぎぬ

必要が生じて來ざるを得ないのである。 なければならぬことゝなり、從て土地全般に對する利用が充分に行はれて居るや否やに就いて、 ζ, 有効に利用せらるべきやう、之に關する制度を造ると共に、 はるゝ必要ある狀態を見るに至れば、土地は漸次に地味や位置の劣れるもの迄が耕作に使用され て、多く面倒の問題は起らぬけれごも、 人口稀薄にして食料供給豊富に、土地餘りある狀態の下に於ては、土地の所有及び利用に關し 若し土地の私有制が社會的に之を見て土地利用上最も有効のものたらば、之を存續せしむべ 若しそうでなくて、 般は大いなる利害關係を有することゝなり、社會は常に注意して、土地が最も有利に最 こうなつて來るといふと、 有効のものたらず却て不都合のものたらば、之を制限し又は廢止するの 人口漸次繁殖し食料の供給に關して常に社會的注意の拂 問題は 土地私有制の可否に關して 起り來らざるを得な 又其の利用上の監督をせなければな

やはり土地同様に、 を有するが爲めに、先づ差當り此問題に遭着せなければならぬ性質の財だものだから、軱ち茲に 之に關する問題が起きて來る次第である。 拘らず、表はれ來るを得べきものたるを忘れてはならぬ。たゞ土地が人生々活に最も密接の關係 其の私有制に關して可否の議論が試みられ、 されば現今普通に資本と稱せらるゝものに就いても、 **社會主義者の如きは、 盛に其の** 

斯るが故に此種の問題は決して獨り土地にのみ限り生すべき問題ではなく、

財の種類の如何に

第十二 卷 (第一號 大王)

農業社會主義論(四、完

六五

論

(第一號

社會有の必要を唱道しつゝある次第である。然るにも拘らす土地國有に關する議論が就中最も早 の充實といふが如き、 くより表はれ來り、 國民食糧問題が、 又熱心に主張せられるのは、前に之を述べたやうに、 社會の注意を惹くことの大なれば大なるに至るに連れて、 重大なる國民生活上の問題に觸るゝからのことて 從て問題は 土地私有制 盆々緊要痛切 は國民食糧 人口が増

bo

問題とならざるを得

用の方法を定むるものでもない。たゞ自己の好む所に從て、之を用ゐるに過ぎぬ。茲に於てか國 家的には大いに土地の集約的利用が必要させられるのに、 の生産力を發揮せしむるに努むるものと限らず、又常に社會一般の利益と必要とを考へて、其利 治上の虚勢や社交上の見榮やの爲めに、其利用を犧牲に供して顧みないやらな場合も、 却つて他の方面の利用に之を向けたりすることのあるは、普通に之を見る有樣なりとする。 的には或種の農産物の生産の爲めに充分の土地が使用せらるゝ必要のあるのに、 は又所有者は最も豊饒なる土地をも、之を耕作には用ゐないで、或は自己の娛樂の爲めに、 而して實狀に在つては、 土地の所有者は、其土地を利用する上に於て、常に必ずしも土地最善 所有者は之を行はなか 所有者の多くは つた 或は 叉國家 特に 败

ざるを得ないのである。而して之れ質に土地私有制の當否に關する最も有力なる理由なりとする。 ·の私有制の當否に關する問題は、斯くの如くにして、社會生活上の必要より、當然に起り來ら

くないのである。

等の場合にも同じく叉土地私有制に對する制限や廢止の問題は、 要に對して土地を提供するを肯んせない。 るを忘れてはならぬ。 大いなる利害關係を有する所の、 土地私有制に對する十字軍が早くより起されて今日に及べるは、 必要である。 **尙又**食料品の生産の爲めに土地が必要なることは、 其他尙は多くの社會的必要が存するのに、 其他土地は或は住居の爲めに、 頗る複雑多方面なる中に在つて、其の一 或は之を拒絶 たゞ之れ土地の利用に對して、 或は交通道路や鐵道電車等の敷地 したり或は高き代價を貪つたりする。 土地 の所有者は常に必ずしも快く其必 質に此の社會生活上の 起り來らざるを得ない次第で、 方面を為 亨 祉會一 12 0) 過 般的 爲 般が めに ざざ 此 顧

慮 半端たるを発れ 居るけれざも、 人は、其の主張する所は、能く個人主義と社會主義との調和を齎すに足るものなるが如くに考へ 向に於ては間遠つて居らず、 と其の土地制度改革の實行的計畫とは、 を妨ぐる より 凡べて右論ずる所の如くなるを以て、ヘンリ 來 無に於て不都合の る必要に促されて然るものたるを、 靗 農業社會主義論(四/完) その主張は、 Å) 個人主義の見地よりすれば、 もので 大いに時勢の必要に適合するものであるけれごも、 個人主義の觀點よりするも、 ð ĥ, 太だ不徹底のものと見なければならぬ。 社會主義の見地よりすれば、 知らなければならぬ l、ジ そは甚しく個 -=3 ł 第十二卷 ジ 社會主義の觀黙よりするも、 の主張する所は、主張の向けらる (第一號 人の自由を束縛 のであ そは近時 ん る 027 大七 に於ける最 彼及び 其の理 六七 その經 共に 論 派 心も强大 濟 0 構 中途 活 0) 造 動

第十二卷

(第) 號

v) 論上の問題ではなくて、現實なる社會生活上の必要に依て促さるゝ所のものたるを忘れてはなら しても漸次切迫せんとしつゝあることを、認めなければならぬのである。而して之れ空虚なる議 なりとせられる。 なる財産集中の勢を促せる所の土地財産を、依然として個人の自由處分に委する欺に於て不都合 んさしつゝある。 のである。 卽ち個人主義か社會主義か、両者その何れかを選ぶべき必要は、 要するに現時一般の要求は、今少しく合理的 に然かも徹底せる所のものに向 土地制 度に關

Taxation of Land Values する團體としては二大團體を擧げなければならぬのであつて、一はアルフレツド、ラツセル、ワ 張し、先づ土地全體に涉る新たなる評價を行ふべきを主張するのである。 行運動たらしむべく、 に於ては、社會主義的なる見解及び改良的なる見解に關して、大いなる宣傳を試むべく、 母國たる米國に於てよりも、却つて英國に於て其勢力を張つた。英國に於ける此運動の爲めに 最後に簡単に土地制度改革運動の實狀について述べて置く。一八八〇年代以來は多くの文明國 スの統率の下に成れる 多くの團體が出來上つた。而して土地制度改革運動は、ヘンリ である。 The Land Nationalisation Society や、起は The English League for 後者はヘンリ 1, . = l 37 流の考に從ひ、 土地單一課稅制を主 又そを實

獨逸の土地制度改革運動には二大時期の劃すべきものがある。即ち一八九八年以前と其以後と

前期に於ては運動は農業共産主義的で、又ユート ピア運動であつた。 其運動は Stamm 及

得るに過ぎなかつた。 Flürscheim の如き急進的なる土地制度改革論者に依て導かれ、 フリュールシャイムは總ての土地を國家に買收し、 其極端なる計畫に少數の賛同者を 國有地は之を小作人に

土地共有制の下に植民地を建設せんとしたが、 其後二年 Hertzka 依つて耕作經營せしむべき計畫を建て、後又躬ら植民地經營に當り、一八九二年メキシコに於て、 同様に、 敗地に塗れてしまつた。然るに第二期に於ては、Damaschke に依て阿弗利加に 設けられた かゞ Der Bund

der deutschen Bodenreformer 手段としては、 的を追ふに専らなるに至つた。其後は農業社會主義的運動の傾向は獨逸に於ては多く認められざ るに至り、 運動は主として都市の住居狀態改良に向つて行はるゝことゝなつた。 一方に於ては土地增價稅を、 の會長となつて以來、獨逸の土地制度改革運動は、實際政策上の目 他方に於ては都市有地の増加による都市土地政策と 而して其運動

建築組合の補助と、 其他之に類する方策が推奬せらるゝことゝなつた。ᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟ

引いては又、 なる現實政策を追ふものたるに外ならぬ。而して其効果は一般社會政策の効果の擧がる程度に於 その餘りに甚しき樂天觀に一驚を喫する外はないであらう。〔完〕 ては之ありとせなければならぬが、若し此手段によつて土地制度に關する問題の根本的解決を、 惟ふにダマシュケ其他近時の所謂土地制度改良論者の爲さんとする所は、たゞ之れ社會政策的 經濟一 般及び社會一 般の改造事業を成就し得べしと考ふるが如き者のらば、 吾等は

誐

農業社會主義論(四/完

第十二卷

(第)號

六九)

六九

28)